

# 国民健康保険税の計算方法

国保税 = 
 ①医療分 + 
 ②後期高齢者支援金分 + 
 ③介護分  
 (40歳～64歳の被保険者のみ対象)

	所得割額 世帯の被保険者の所得に応じて計算	資産割額 土地・家屋の固定資産税額に応じて計算	均等割額 世帯の被保険者数に応じて計算	平等割額 1世帯当たりの額
① 医療分	基準総所得金額 ×7.01%	固定資産税 ×7.64%	被保険者数 ×25,500円	23,300円
② 後期高齢者支援金分	基準総所得金額 ×2.35%	固定資産税 ×4.04%	被保険者数 ×7,900円	6,400円
③ 介護分	基準総所得金額 ×2.02%	固定資産税 ×0.93%	被保険者数 ×8,800円	5,500円

※基準総所得金額…国保被保険者の前年中の所得から基礎控除（43万円）を差し引いた額の合算額です。

例）・事業所得＝総収入－必要経費      ・給与所得＝給与収入－給与所得控除      ・年金所得＝年金収入－公的年金等控除

## 計算例①（軽減のない世帯）

【世帯主】

- ・45歳
- ・事業所得 2,330,000円
- ・固定資産税額 100,000円



【妻】

- ・42歳
- ・給与所得 340,000円

【子】



**軽減判定**（世帯の合計所得：2,670,000円）

43万円 + 54.5万円 × 4人（2割軽減判定基準）

= 2,610,000円

合計所得が判定基準を上回るため**軽減なし**

税額の計算	所得割額	資産割額	均等割額	平等割額	
医療分	【1,900,000円 × 7.01%】 + 【100,000円 × 7.64%】 + 【25,500円 × 4人】 + 【23,300円】 = 266,130円				①
後期高齢者支援金分	【1,900,000円 × 2.35%】 + 【100,000円 × 4.04%】 + 【7,900円 × 4人】 + 【6,400円】 = 86,690円				②
介護分	【1,900,000円 × 2.02%】 + 【100,000円 × 0.93%】 + 【8,800円 × 2人】 + 【5,500円】 = 62,410円				③
国保税年税額（①+②+③）※それぞれで100円未満切り捨て				= 415,200円	

## 計算例②（5割軽減の世帯）

【世帯主】

- ・73歳
- ・年金所得 700,000円
- ・固定資産税額 80,000円



【妻】

- ・72歳
- ・年金所得 200,000円



**軽減判定**（世帯の合計所得：600,000円）

43万円 + 29.5万円 × 2人（5割軽減判定基準）+ 10万円 × 1人

= 1,120,000円

※軽減判定の際は、65歳以上の方年金所得から15万円を控除します。

税額の計算	所得割額	資産割額	均等割額	平等割額	
医療分	【270,000円 × 7.01%】 + 【80,000円 × 7.64%】 + 【25,500円 × 2人 × 0.5】 + 【23,300円 × 0.5】 = 62,189円				①
後期高齢者支援金分	【270,000円 × 2.35%】 + 【80,000円 × 4.04%】 + 【7,900円 × 2人 × 0.5】 + 【6,400円 × 0.5】 = 20,677円				②
介護分	40歳から64歳までの被保険者がいないため課税なし			= 0円	③
国保税年税額（①+②+③）※それぞれで100円未満切り捨て				= 82,800円	